放送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十七号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号ニ中「又は移動受信用地上基幹放送」を「、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送」に改める。

附　則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月二十日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十八号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第二級総合無線通信士の項、第三級総合無線通信士の項及び第二級陸上特殊無線技士の項中「特定市区町村放送局」を「コミュニティ放送局」に改め、同条第二項第五号中「次号において同じ。」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　コミュニティ放送局　コミュニティ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。）をする無線局をいう。

附　則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月二十日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十九号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ⑵中「全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数」を「都道府県別の人口一人当たりの虐待相談対応件数（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。）が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄